

こども 未来 戦略方針



Point 1

経済成長実現と少子化対策

「車の両輪」に



Point 1

「車の両輪」にした大きなパッケージ

経済成長の
実現

持続的で構造的な賃上げと
人への投資・民間投資

少子化
対策

経済的支援の充実

若者・子育て世代の所得を伸ばす

少子化対策の財源

徹底した歳出改革等で確保

予算（公費）の節減効果

社会保険負担軽減の効果



活用



国民に実質的な追加負担を求めることなく、
新たな支援金の枠組みを構築し、少子化対策を進める

Point 2

2030年代までが
ラストチャンス

規模の確保



Point 2

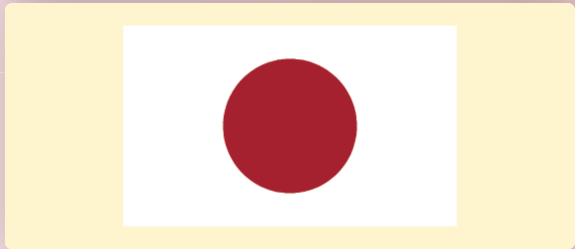
規模 「3兆円半ば」

2030年代
初頭までに **倍増**

5割以上増

こども家庭庁
予算

+ 3兆円半ば
大宗を3年で実施



こども一人当たりの
家族関係支出で

OECDトップの
スウェーデン
に達する水準



Point3

2030年代までが
ラストチャンス

スピード感



Point 3 スピード感

今年度
から

出産育児一時金の引上げ
0～2歳の伴走型支援など

来年度
から

児童手当の拡充
「こども誰でも通園制度」の取組など

さらに

先送り（段階実施）になっていた
「高等教育の更なる支援拡充」
「貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児支援」を前倒し

「加速化プラン」 3つの理念

1

若い世代の所得を増やす

2

社会全体の構造や意識を変える

3

全てのこども・子育て世帯を
ライフステージに応じて切れ目なく支援する

児童手当

- ✓ 所得制限撤廃
- ✓ 支給期間3年間延長（高校卒業まで）
- ✓ 第三子以降は3万円に倍増

→ 3人のお子さんがあるご家庭では
総額で最大400万円増の1100万円に

高等教育（大学等）

若い世代の所得を増やす

- ✔ **授業料減免（高等教育の無償化）の拡大**
 - ・ 2024年度から年収600万円までの多子世帯等に拡充
 - ・ 更なる拡充－「加速化プラン」に前倒し
- ✔ **子育て期の貸与型奨学金の返済負担の緩和**
- ✔ **授業料後払い制度の抜本拡充**

出産

「加速化プラン」1

若い世代の所得を増やす

STEP1

出産育児一時金を42万円から
50万円に大幅に引上げ



「費用の見える化」 ・ 「選べる環境」

STEP2

2026年度からの
出産費用の保険適用などを進める

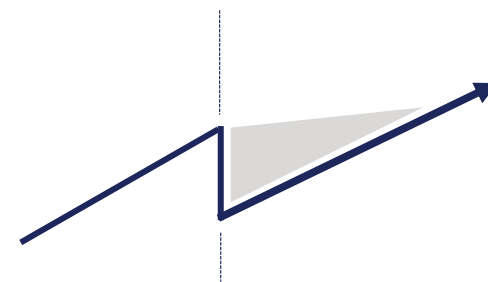
働く子育て世帯の収入増

「加速化プラン」1

若い世代の所得を増やす

- ✔ 106万円の壁を超えても
手取り収入が逆転しない

→ 支援パッケージを本年中に決定し実行 106万円



- ✔ 週20時間未満のパートの方々
雇用保険の適用を拡大→育休給付が受けられるように
- 自営業やフリーランスの方々
育児中の国民年金保険料を免除

住宅

「加速化プラン」1

若い世代の所得を増やす

- ✔ 子育て世帯が優先的に入居できる住宅
今後、10年間で計30万戸
- ✔ フラット35の金利を
子どもの数に応じて優遇

育休を とりやすい職場に

- ✔ **育休取得率目標を大幅に引上げ**
(男性育休取得率 ↑ : 85% (2030年))
→ 男性育休を当たり前
- ✔ **中小企業の負担には十分に配慮**
助成措置を大幅に拡充

育休制度の 抜本的拡充

- ✔ 3才~小学校就学までの「親と子のための選べる働き方制度」を創設
 - ・時短勤務、テレワーク、フレックス勤務など
- ✔ 時短勤務時の新たな給付
- ✔ 産後の一定期間に男女で育休を取得した場合の給付率を手取り10割に

支援策の内容は世界トップレベル

→「子どもと過ごせる時間」を



切れ目なく 全ての子育て世帯を支援

全てのこども・子育て世帯を
ライフステージに応じて切れ目なく支援

- ✔ 妊娠・出産時から0～2歳の支援を強化
伴走型支援：10万円＋相談支援
- ✔ 「こども誰でも通園制度」を創設
働いていなくても時間単位で柔軟に利用
- ✔ 保育所：量の拡大から質の向上へ
児童数当たりの保育士を増加：1歳児5人に保育士1人
保育士の処遇改善
- ✔ 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児



こども 未来 戦略方針



総務大臣提出資料

令和5年5月22日

こども・子育て政策の強化に係る地方財源について

- 子育てなどの社会保障については、国は、世代間・地域間で水準に偏りが生じないよう公平性を重視すべき事業に係る制度設計を行う役割を、地方は、その執行及び地域の実情を踏まえて提供する事業を実施する役割を担っており、公費についてはその役割に応じた国と地方の負担により国民にサービスを提供。
- 我が国の長年の課題である少子化が深刻さを増す中で、今後、対人社会サービス（現物給付）や経済的支援（現金給付）の拡充の必要性は高まっており、特に児童手当のような現金給付については、国の役割はより一層重要。
- また、こども・子育て政策の強化を国を挙げて進めるためには、国が全国的な制度として進める事業と地方独自の事業の双方に相まって取り組むことが効果的。
従って、国が全国的な制度として進める事業と、地方への人の流れの拡大にも資する地方独自の事業についても国として後押しすることが必要。
- こども・子育て政策の強化に当たっては、徹底した歳出の見直し等を前提として、安定的な財源を確保する必要があるが、上記の観点を踏まえ、国と地方が車の両輪となって取り組んでいく必要があるとの認識の下、地方財源の確保についても十分な配意が必要。

(参考)

【国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合】

○経済的支援強化(現金給付)

児童手当、出産・子育て応援交付金(経済的支援):国2/3,地方1/3

○サービスの拡充(現物給付)

保育所・幼稚園等(施設型給付費):地方10/10(公立)、国1/2,地方1/2(私立)

【地域の実情に応じて自らの創意工夫により独自のきめ細やかな子育て支援策の例】

宮城県「みやぎ・どこでも授乳室プロジェクト」、福岡県古賀市「スタンドアローン(一人で立つ)支援事業」

鹿児島県伊仙町「地域で見守り、育てていく」子育て支援」

(参考) 国が全国的な制度として進める主なこども・子育て政策に係る負担割合

「こども・子育て政策の強化について(試案)」(令和5年3月31日)に示された主な事業

【経済的支援強化(現金給付)】

児童手当

国2/3

地方1/3

※0~3歳未満の被用者については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

出産・子育て応援交付金
(経済的支援)

国2/3

地方1/3

【サービスの拡充(現物給付)】

保育所・幼稚園等
(施設型給付費)

<公立>

地方10/10

<私立>

国1/2

地方1/2

※0~2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合
※1号給付に係る国・地方の負担については、経過措置あり

放課後児童クラブ

国1/3

地方2/3